



# 青森県報

第二千百九十二号

平成十五年六月二十七日(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定……………

(健康福祉課) …… 一

### 公 告

平成十四年度の行政文書の開示の状況の公表……………

(総務学事課) …… 一

平成十四年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表……………

(同) …… 三

土地改良区の定款変更の認可……………

(農村整備課) …… 四

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………

(同) …… 四

土地改良区の利用規程の認可……………

(同) …… 四

### 出先機関

換地処分……………

(上北地方農林水産事務所) …… 五

### 公安委員会

型式の検定適合遊技機……………

(生活安全課) …… 五

## 告 示

## 示

青森県告示第四百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年六月二十七日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

名 称	所 在 地	指定年月日
石川歯科クリニックス	黒石市大字黒石字十三森一八四の九	平成一五・五・二〇
こんの医院	上北郡下田町字中野平四〇の一	一五・四・二五
いちろうクリニック	弘前市大字福村字早稲田一〇の三	一五・六・一

## 公 告

## 告 示

平成十四年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第三十条の規定により、平成十四年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成十五年六月二十七日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

## 1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	検討中
知事	413 (14)	249 (7)	109 (5)	29 (3)	0	16	13
議会	6	4	1	0	0	1	0
教育委員会	25 (1)	4	10 (1)	11	0	0	0
選挙管理委員会	13	12	1	0	0	0	0
人事委員会	3	0	3	0	0	0	0
監査委員	4	1	3	0	0	0	0
公安委員会	1	0	0	1	0	0	0
地方労働委員会	1	1	0	0	0	0	0
収用委員会	1	1	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	1	1	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	1	1	0	0	0	0	0
警察本部長	10 (3)	0 (1)	8 (2)	2	0	0	0
計	479 (18)	274 (8)	135 (8)	43 (3)	0	17	13

注1 ( ) 内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計43件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは36件であり、不開示の計(3)件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは3件である。

3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

2 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

件数	処 理 の 状 況 (件)					
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
2 ( 5 )	0	0	0 ( 1 )	0	0	2 ( 4 )

注 ( ) 内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

平成十四年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

平成十五年六月二十七日

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第四十九条の規定により、平成十四年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開 示	一部開示	不 開 示	却 下	取 下 げ	検 討 中
知 事	65	57	6	2	0	0	0
教 育 委 員 会	9 ( 1 )	5	3	0 ( 1 )	0	0	1
計	74 ( 1 )	62	9	2 ( 1 )	0	0	1

注1 ( ) 内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計2件中、開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由とするものは2件であり、不開示の計

(1)件中、開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由とするものは1件である。

□ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	229
教育委員会	6,537
人事委員会	107
計	6,873

- (2) 訂正等の請求の件数及び訂正等の処理の状況  
訂正等の請求は、なかった。
  - (3) 開示決定等及び訂正等の決定についての不服申立ての処理の状況  
開示決定等及び訂正等の決定についての不服申立ては、なかった。
  - (4) 是正の申出の件数及びその処理の状況  
是正の申出は、なかった。
  - (5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況  
苦情の申出は、なかった。
- 2 事業者が行う個人情報取扱いに係る事項
- (1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況  
苦情の申出及び相談は、なかった。
  - (2) 事業者に対する勧告の件数  
事業者に対する勧告は、なかった。
  - (3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数  
事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。
  - (4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数  
事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

~~~~~  
土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八戸平原土地改良区の定款の変更を平成十五年六月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年六月二十七日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

~~~~~  
土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、八戸平原土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年六月二十七日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成十五年六月三十日から同年七月二十八日まで

三 縦覧の場所

八戸市庁

階上町役場

南郷村役場

~~~~~  
土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、

八戸平原土地改良区の巻の下頭首工管理規程を平成十五年六月十九日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成十五年六月二十七日

青森県知事職務代理者  
青森県事務吏員 小 堀 安 雄

巻の下頭首工管理規程の概要

- 一 放流及び取水に関する事項  
頭首工管理責任者は、適正取水水位によりかんがい取水を行い、毎年三月二十一日から十月十五日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。
- 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項  
頭首工管理責任者は、当該施設を操作するため必要な機械及び器具並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。
- 三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項  
頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。
- 四 その他施設の管理に關し必要な事項  
頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

出 先 機 関

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、十和田市川原田地区共同施行代表者平館賢一ほか十人から川原田地区の土地改良事業に係る換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十五年六月二十七日

上北地方農林水産事務所長 山 口 真 誉

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年六月二十七日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

| 遊技機の種類  | 型 式 名         | 製造業者又は輸入業者名 |
|---------|---------------|-------------|
| ぱちんこ遊技機 | CRホラーマンションZZ1 | 株式会社まさむら遊機  |
| "       | CRホラーマンションVX1 | "           |
| "       | CRホラーマンションV2  | "           |
| "       | CRツイインビジョンFN  | 株式会社大一商会    |
| "       | CRツイインビジョンFT  | "           |
| "       | CR宮本武蔵MB      | 株式会社ニユーギン   |
| "       | CR宮本武蔵MA      | "           |

|       |            |           |          |            |            |            |           |                |
|-------|------------|-----------|----------|------------|------------|------------|-----------|----------------|
| 〃     | 〃          | 〃         | 回胴式遊技機   | 〃          | 〃          | 〃          | 〃         | 〃              |
| シマムスメ | ドロンジョニオマカセ | バンカーナイン   | ヨシムネ     | CRメガトンザウラー | メガトンザウラーGV | メガトンザウラーG  | CR宮本武蔵MB5 | CRトロボカルパラダイスSA |
| 〃     | 株式会社オリンピア  | 株式会社バルテック | 株式会社大都技研 | 〃          | 〃          | マルホン工業株式会社 | 〃         | 〃              |

|                                |                                      |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 発行所・発行人<br>青森市長島二丁目一番一号<br>青森県 | 印刷所・販売人<br>青森市古川二丁目一七番五号<br>東奥印刷株式会社 |
|--------------------------------|--------------------------------------|

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭